

第七回国会
衆議院
運輸委員會
議録
第二十一号

昭和二十五年四月十日(月曜日)
午後二時五十一分開議

出席委員
委員長 稲田 直道君

理事 關谷 勝利君 理事 前田 郁君
理事 松本 一郎君 理事 米窪 満亮君
岡田 五郎君 尾崎 末吉君
尾崎 義一君 黒澤 富次郎君
小西 寅松君 土倉 宗明君
河本 敏夫君 上村 進君
飯田 義成君 石野 久男君

出席政府委員
運輸事務官 山口 傳君
(運輸局長) 甘利 昂一君
(船舶局長) 井上 正威君

委員外の出席者
専門員 岩村 勝君
専門員 堤 正威君

本日の会議に付した事件
造船法案(内閣提出第一四〇号)

○稲田委員長 これより運輸委員會を開会いたします。

造船法案を議題とし、前会に引き続き質疑を行います。上村進君。

○上村委員 條文の質問から始めたいのですが、第二條の第一項の末段の方ですが、「その工事の着手の日の一箇月前までに、施設の概要、工事計画、事業の種類及び事業計画を運輸大臣に届け出なければならぬ」といふふうになつております。第三條においてもやはりその第一項の末段において、「一箇月前までに、設備の概要及び工事計

画を運輸大臣に届け出なければならぬ」とありますが、この一箇月というやうな期間に限つた理由は、どこにあるのございましょうか。

○甘利政府委員 これは從來なら許可制になつておつたのでありますが、こういう時勢におきまして、一々こういうものまで許可するのはどうかという關係方面の懸念もありまして、届出制にしたわけでありまして、しかし造船施設、特にここにあつてありますやうな施設は、相当大きな施設でありますので、資金の面あるいは資材の面において、相当大きな金額に上りますので、あまり不用の設備をしたり、あるいは能力の悪い設備をするということは、國家的に見ても非常に不利でありますので、あらかじめ工事着手前に、工事計画の概要なり、あるいは事業の種類、事業計画を届け出させて、それが適正でなければ運輸大臣が適當の勧告をしてこれを直させ、あるいは中止させるといふやうな仕組みにしてあるわけでございます。

○上村委員 第六條の第一項の届出も、やはりそういう趣旨でございましょうか。

○甘利政府委員 これは別の規定でありますので、今の第二條の趣旨とは關係ございせん。

○上村委員 第四條の第三項の末段の方ですが、「運輸大臣は必要がある」と認めるときは、設計の変更その他の勧告をすることができるといふ規定があります。それからもう一つ、第七條

の一項の末段の方にも「業務運営の改善及び企業原価の適正化等について意見を述べ、又は勧告をすることができ」とありますが、この勧告というのは、どういふ趣旨のことでございましょうか。

○甘利政府委員 第四條の第三項の勧告は、船舶試験所において推進性の試験を行ひまして、技術的にはつきりその結果が出て参りますので、この船はこういう設計ではこういう性能しか出ない。だからこういうふうな設計を變更すれば、こういうふうな船がよくなるからというふうな、純技術的の試験に基いた勧告を大臣からするわけでありまして、それから第七條の事業に関する勧告は、運輸省設置法に造船技術審議会というものがあつて、ここで造船の施設及びその技術に関する審議をいたしまして、いろいろの結果が出て参りますので、その答申に基きまして運輸大臣が原価の切下げの問題、あるいは企業合理化の問題等につきまして、各専門家の意見を参照いたしまして勧告をいたしまして、その事業に對するいろいろの改善をはかつて行く意味の勧告であります。

○上村委員 第八條の勧告も同じ趣旨と解してよろしうございましょうか。

○甘利政府委員 第八條の方は、今度は技術に関する勧告でありまして、これは造船所の新しい設備、あるいは船体、機関に関する新しい技術の導入に關しまして、先ほど申しました造船技術審議会の議を経て必要な勧告をな

ますし、その他内外の情報をとつておられますので、これらの情報に基きまして、それを整理いたしまして、これらの技術を導入して近代化できるものは、それに基いて勧告をする。こういうことになつております。

○上村委員 十二條の罰則についてちよつとお尋ねしたいのですが、「左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する」といつて、今の第二條、第三條の届出に違反した者が罰せられるわけですが、この造船事業というものは、相当金額の多い仕事だといわれれば思ふのですが、そういう事業で勧告、届出に従わない者に三万円というやうな罰金は、いろいろ他の立法例、制裁例などに比べて、あまりに形式的のやうに思われるのですが、政府はどういうお考えを持っておるのございましょうか。

○甘利政府委員 これは本来許可制であれば、相當の罰金に処するのが適當であります。單なる届出でありますので、いろいろ部内の各専門部局とも相談しまして、大体はかの例を見まして、この程度であるといふことで、きめた金額でありまして、少いようにも思われませんが、罰金ですから、あまり多くない方がいいのではないかと思つて、このくらいにしたわけでありま

す。○上村委員 それでこの造船事業の整備統一をはかるために、この制裁を加えて、結局届出をしなかつた場合、あるいは勧告などに従わなかつた造船業

者のやつたところの船とか、それを継続して行く事業は、一体どうなるわけなのですか。

○甘利政府委員 これは勧告でありまして、強制力は持つておりませんが、しかしその勧告のもとをなすいろいろな問題につきましては、相當の専門家といつて、審議会等で相談した結果に基いて、運輸大臣が勧告をいたします。この勧告に従わない場合には、通例相當の不利の條件を招くといふことは争えないと思ひます。従つて罰金が少いとか、あるいは強制力はなくても、相當具體的問題において非常に不利を招くことは争えない。かように考へております。

○上村委員 罰金がある以上は、その罰金で制裁をして、そうしてその法律の命するところに従わしむるということですが、その罰金が非常に軽い。大きな造船業者にとつては、三万円程度の罰金はへでもないから、それを覚悟してどん／＼自分かつてなことをやつた場合に、法律以外の何かの制裁があるといふやうなことは、立法技術の上においては、はなはだおもしろくないものではないかと思ふのですが、この点政府はどういうふうに考へておりますか。

○甘利政府委員 今の設備をかつてにするといふことについては、この規定のほかに關係方面からメモが出ておりますので、その方面からある程度制限を受けますし、また勧告に対して服従しない場合には、おそらくやうい

ことはあり得ないと思ひます。先ほど申しましたように、相当専門家の意見を取入れた勧告でありますので、それに服従しない場合には、非常な不利を招くことは明らかでありますので、その勧告を受けたいという事は、今こゝでは想像できないと思ひます。

○上村委員 これは議論になりますから、私はそのぐらゐにしておきますが、この造船法の体裁は、どこまでもこれは届出主義、あるいは勧告主義で、相当運輸大臣の権限が強くなつてゐるわけですね。第一條には「この法律は、造船技術の向上を図り、あわせて造船に關する事業の円滑な運営を期することを目的とする。」となつておりますが、法文の体裁から言つて、これが届出なり勧告とそぐわないように思ひますが、その点政府はどういうお考えを持つておられますか。

○甘利政府委員 この法律に強制的に従はせまして、この事業の運営の円滑を期する方法もありますが、現在においては何しろさういふ強制的な運用をいたさず、むしろ勧告であるとか、届出制によりまして、しかもそれが權威ある勧告であれば、この法律の運営も民主的にうまく行くのではないかと、さういふ見解から、さういふふうにしたわけでありまして、第一條の目的とほかの届出なり勧告が、全然趣旨が違ふといふことはあり得ない。さういふふうにお考えをいたします。

○上村委員 やはりわれわれの立場から、この法律の体裁は、独占的な造船業の奨励であつて、今政府委員も言われたように、法律外の制裁をもつて、一部の大きな資本の造船業に寄与するよゝに思われるのですが、さういふ懸念

は政府においてははないというお考えなのであります。

○甘利政府委員 先ほど私が申しましたように、不利になるといひますのは、届出をしないとか、あるいは勧告に従わないための不利ではなく、さういふことをしない結果、自然權威ある勧告に従わなければ、やはり大體においてその計画が間違つて来るというやうなことです。自然に不利になるわけでありまして、積極的に不利にするところのものではないと思ひます。

○上村委員 言うまでもなく、四月一日から海運の一大変革が民営となつて現われるわけですが、この非常な海運業にとつての大危機を招来するやうな変革のある、海運の事業の一つとしての造船業でございしますが、さういふふうな法律をこしらへるということだけで、どうにもできないのではないかと、さういふ思ひですが、もう少し造船業の立場から、いわゆる職制に利用されることの方でなく、中小企業の造船業に對してでも、法律をもつて保護するといふやうな建前から、立法された方がいいのではないかと、さういふ思ひが、さういふ点は政府はどういうお考えですか。

○甘利政府委員 もうさういふ法律だけでは十分とは言へませんが、しかしこの立法の趣旨も、大體今度の海運の新体制に即応して、造船の技術、あるいは経営の面から、なるべく業者の方に協力して合理化して行きたい。いわゆる船舶の点については、船舶を下げたりするといふやうなことを考えておきますので、大きな造船所についても、あるいは中小造船所についても、ある程度保護を申しますか、利益になると考えております。

○上村委員 この造船業と今度の海運の民営の結果、船が余つて船舶が多くなるというのですが、それらに對する政府の調和といひますか、さういふことについてはどういふやうなことになるのでしようか。

○甘利政府委員 船が余ると申しますのは、結局船の少いこともありますが、外國の船と競争して技術的に劣つてゐるために、日本の船舶が外航へ出られないといふ点もあつて、さういふ点については、この法律によつて造船技術の向上をはかり、なるべく優秀な船をつくる。しかも船舶を安くつくることによつて、逐次外航の割込んで行くことができるといふやうな点で關係がございまして、また造船事業の方面に關しては、ただいま設備として相當過剩でありますので、これを合理化して、設備の近代化をやり、修繕費であるとか、あるいは経費を下げることによつて、外國のいはゆる補修船、新造船等も十分取入れる。さういふ面からこの法律は、今度の運輸官營の問題に關連があつて、ともに有効に働くと思ひます。

○上村委員 今の点は略しまして、運輸大臣がおれば、運輸大臣にお伺ひしたいと思ひますが、海運の労働者諸君は、今不安を感じて下船しないといふやうな空氣があつて、非常に急激的の気分があるやうですが、政府としては今緊要しておる船舶の労働者に、予備員給を與えて救済するといふことになつておるのですが、下船した者は、つまり下船して、予備員給で救済して行くといふやうな方針らしいのですが、さうなると、結局乗つておる人

はずつと乗つておる。それから下船した人は永久に下船するといふやうな形で、一時的な給料をもらつておるので、それが日がつたにつれて、だんだん厭職するとか何となくことになつて来るので、非常に不安を感じておるのであります。このいゝゆる緊要の船に乗るといふと、普通に結局下船しないで乗り込んでゐる船員とを交代に下船さすといふやうな方針をとるというやうなことをお考えになつておられますか。今の造船法とは關係の關係ですけれども……

○山口(傳)政府委員 お答えいたします。まず最初に、先般の運輸委員会では、今回の緊要に伴う下船者に対しては、予備員給を保障するように關係方面に懇請中だと申し上げましたが、数日前にその点は内定したやうでありますから、ただいまおつしやる通り、下船者に対しては予備員給を出すことは、間違ひのないところだと思ひます。將來乗船者と予備員との間の適當な交代を考へておるかといふお話ですが、この点につきましても、どの船を緊要にまわすかといふ問題、並びに緊要した場合の船員を何箇月続けて下船させるか、あるいは適當に交代させるか、要するに緊要の具体的な内容につきましても、こゝ数日中に船主協會と海員組合との間で、その具体的な内容の交渉が始まる予定になつております。多分組合側の意向では、今回下船した人が、その船の動くまで全然乗船の機会を得ないといふのは非常に困るので、組合側の意向としては、これは緊要にかゝることはなか／＼むずかしいのでございしますが、適當に交代し

て参るやうな意向で、船主側と具体的な内容の相談を始めることと考えております。

○上村委員 緊要しておるといふのは、結局船舶が動かないからですが、これはやはり政府の政策として、船舶を動かすといふことが第一でなければならぬ。海運にしても、造船業にしてもさうだといふのは思ひますが、この際船舶を動かすといふれば、今の中共とか、あるいはソビエトとか、あるいは朝鮮といふやうなものさういふも交易をしなければ、船舶が動くわけはない。従つて船舶も動くわけはない。さういふ船の問題、造船の問題が問題になつて来るのですが、さういふことについて造船の立場からいひても、政府は深刻に考へるべきではないか。この際特にさう思ひますが、これは運輸大臣でなくとも、政府のさういふ専門家の御意見を承つておく必要があると思ひますが、その点いかがでしようか。

○山口(傳)政府委員 私が直接担当いたしておりますから、十分なお答えができますから、さういふことは、ただいま私承知しておるところでは、御質問のように、積極的に荷動きがでるやうな方策を立てるのがこの際最も肝要だ、御意見の通りであります。これからの外航進出、あるいは荷物のとりまとめと申しますか、出まわるやうに荷物を採るといふ面におきまして、できる限りの努力をいたすことは當然でありまして、今日まで、たとえば近頃の韓国との間の通商協定、あるいは債務協定といふものは、すでに折衝が始まつておりますし、ただお話の

中共方面のことはよく存じませんが、
どういふふうな形で問題を打開して参
りますか、船員の方々もよく、中共と
何とかしたら船が動くのではないかと
いうお話がございしますが、この点はそ
う簡単には参らないようであります。
南方方面につきましても、今度のメモ
ランダムによりまして、定期航路とい
うものが曙光を認めて参りましたの
で、目下各海運会社から、いろ／＼の
定期航路について申請が出し始められ
ております。これが現在の建前では、
C・T・Sの審査を受けるわけであり
ますが、だん／＼と道が開けて来るの
ではないかと思ひます。そういうふう
にして定期航路でもできて参りますし
ば、荷物もそれについてまわろうと思
ひます。政府としては、できるだけ船
を動かすことが積極打開策であります
ので、むろん今後も最善の努力をいたす
つもりであります。

○上村委員 これは前後しましたが、
造船法による新規の造船計画というよ
うなものが、政府に立てられておるの
でございましょうか。

○甘利政府委員 造船法による新規の
計画というものは、ちよつと関係はご
ざいせんが、しかし昭和二十五年
の新造船計画をいたしましては、海運
の方との関係におきまして、相当荷動
きがある予定でありまして、現在の計
画においても、時に外航に出る船腹が
足りないものでありますので、昭和二十
五年度におきましても、予算あるいは
見返り資金の許す範囲において、なる
べく多くの優秀船をつくつて、海運の
方に寄与すると同時に、造船業者もあ
る程度救いたいと考えております。そ
の計画をいたしましては、最も問題に

なりますのが、今の金融情勢において
は資金の問題でありまして、自己資金
だけではとうてい満足な造船計画もで
きませんので対日援助見返り資金を十
分に活用してやるつもりでございまし
て、現在昭和二十五年として、見
返り資金百六十億というふうな額で折
衝をいたしております。もしこの線で
解決つけば、戦時中の戦艦船と申して
おります比較的性能の悪い船のうち、
一万トンのタンカーを六隻、あるいは
二A型と称しておりますところの六千
六百トン型の貨物船約六隻を、性能の
いい船に改造したほかに、十万吨な
いし十四、五万吨の新造船ができる
予定であります。

○上村委員 この新造船と艦船してお
る船との配置をいいますか、それはど
ういうぐあいになつておるのでしょうか。

○甘利政府委員 主として艦船と申し
ますのは、国内航路に従事する船であ
りまして、この方におきましては船腹
は、現在の荷動きでは相当過剰であり
ます。新造いたしますのは主として外
航にまわる方でありまして、この方面
はここ当分の間、資金、資材の許す範
囲において、日本の全能力をあげて新
造いたしましたとしても、まだ足りない程
度であります。

○上村委員 そうすると新造船は、主
として外航の方へまわるというのです
が、どつち方面へどうということば、
大体系ができておるわけではございま
しうか。

○甘利政府委員 先ほど船員局長から
もお話がありましたように、定期航路
が活潑になりますれば、はつきりした
筋道が立ちますが、現在のところでは

主として不定期船でありまして、しか
もその都度関係方面の了解を得て配船
することになりますので、どの方面に
船が配船されるかというところは、前も
つてはつきりはわかつておりません。
○上村委員 最後にもう一点だけ、台
湾の方の航行については、一体どうい
うふうになつておるのでございましょ
うか。

○甘利政府委員 この方面にも相当荷
の動きはございますが、しかし今のと
ころは定期航路化しておりません。そ
の都度荷のある場合に應じて、適当な
配船をしておるような状況でありま
す。

○稲田委員長 ほかに質疑の通告もあ
りませんから、本日はこの程度で散会
いたします。

午後三時二十三分散会

昭和二十五年四月二十七日印刷

昭和二十五年四月二十八日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所